

「死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進運動」実施要綱  
～人生100年時代の労働災害防止対策～

1 趣旨

県内の労働災害防止対策については、平成30年より「死亡災害ゼロ」、「アンダー2,000」を目標として、「チャレンジアンダー2,000 みえ推進運動」を展開したところであるが、この間の災害動向及び課題については次のとおりである。

(1) 災害動向

ア 死亡災害

死亡災害は、平成30年17人、令和元年14人、令和2年18人（速報値）と推移し、令和元年には死亡者数が過去最少となったものの、令和2年には増加に転じ、同年10月5日には「労災死亡事故多発緊急事態宣言」を発出するに至った。業種では、建設業が7人、道路貨物運送業が3人、事故の型では、墜落・転落が7人、交通事故が6人とその多くを占めている。

イ 死傷災害

死傷災害は、平成30年2,230人、令和元年2,243人と推移し、令和2年12月末（速報値）においては、1,960人と去年同期比3.8%減となっているが、死傷者数は2,100人を超えることが推計され、「アンダー2,000」の達成は極めて困難な状況にある。

(2) 災害を巡る課題

ア 高齢労働者の労働災害防止

令和2年の死亡災害における60歳以上の高齢労働者が占める割合は44.4%、死傷災害におけるその割合は30.5%となり、年々増加傾向にある。とりわけ、死傷災害で最も多くを占める転倒災害では高齢労働者が44.1%を占めている。

加えて、令和3年4月に改正高齢者雇用安定法が施行され、70歳までの就業確保措置が努力義務となることもあり、高齢労働者の増加が見込まれ、一層の職場環境改善が求められる。このため、業種横断的に、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づいた労働災害防止対策を普及させる必要がある。

イ リスクアセスメントの一層の取り組み

死傷災害が発生した事業場においてはリスクアセスメントの未実施または形骸化が認められるところであり、全産業におけるリスクアセスメントに対する一層の取り組みが必要である。

こうした災害動向及び課題を踏まえ、本年は、人生100年時代の労働災害防止対策として、死亡災害の撲滅及び死傷者数2,000人未滿を目指し、「死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進運動」の名称のもと、安全衛生推進運動を県内に広く展開する。

## 2 実施期間

令和3年1月1日から令和3年12月31日まで

## 3 主催

三重労働局・各労働基準監督署

## 4 特別重点事項（全業種）

### （1）高年齢労働者に対する労働災害対策

ア 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく措置の実施

イ 高年齢労働者の転倒災害防止に対する取組の徹底

### （2）リスクアセスメントの取組の推進

ア リスクアセスメント未実施事業場に対する導入促進

イ リスクアセスメント実施事業場に対するリスク低減措置の実施の徹底

## 5 重点事項

特別重点事項に対する業種横断的な取組の推進を第一とし、死亡災害及び死傷災害に対しては次の事故の型及び業種に対する取組を推進する。

### （1）死亡災害

ア 事故の型

（ア）墜落・転落災害

（イ）交通労働災害

イ 業種

（ア）建設業

（イ）道路貨物運送業

### （2）死傷災害

ア 事故の型

（ア）転倒災害

（イ）墜落・転落災害

イ 業種

（ア）小売業

（イ）社会福祉施設

（ウ）道路貨物運送業

（エ）製造業

## 6 三重労働局・労働基準監督署の実施事項

（1）「死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進運動」に関する資料等の作成、配布を行う。

（2）三重労働局ホームページ等、様々な広報媒体を通じて、「死亡災害ゼロ・ア

ンダー2,000 みえ推進運動」に関する広報を行う。

- (3) (仮称)「死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進大会」を開催する。
- (4) 事業者の実施事項の指導援助を行う。
- (5) その他、労働災害発生状況に応じて機動的に行政施策を展開する。
- (6) 上記(1)から(5)までの事項を実施するため、協力団体及び事業者団体に対し、支援及び協力を依頼する。

## 7 協力団体及び事業者団体の実施事項

- (1) 「死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進運動」に関する支援及び協力を行う。
- (2) 会員に対する「死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進運動」に関する周知を行う。
- (3) 会員に対する事業者の実施事項の指導援助を行う。

## 8 事業者の実施事項

- (1) 特別重点事項に対する実施事項
  - ア 高年齢労働者に対する労働災害防止対策  
全業種において、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づいた転倒災害防止対策を最重点に、次の対策を講じる。
    - (ア) 身体機能を補う設備・装置の導入
    - (イ) 身体機能の低下を考慮した作業内容の見直し
    - (ウ) 健康状況、体力の状況の把握・対応
    - (エ) 丁寧な安全衛生教育の実施
  - イ リスクアセスメントの取組の推進
    - (ア) リスクアセスメント未実施事業場におけるリスクアセスメントの導入による機械設備等の安全化及び作業方法の改善
    - (イ) リスクアセスメント実施事業場における残存リスクに対するリスク低減措置までの確実な実施
- (2) 重点事項に対する実施事項
  - ア 事故の型に応じた労働災害防止対策
    - (ア) 転倒災害防止対策  
「STOP！転倒災害プロジェクト」に基づき、次の事項を重点に対策を講じる。
      - ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
      - ② 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
      - ③ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
      - ④ 安全衛生教育の実施
    - (イ) 墜落・転落災害防止対策  
7月及び12月を墜落災害防止強調月間とした重点取組期間とし、次の事項を重点に対策を講じる。
      - ① 足場・屋根からの墜落・転落災害防止対策
      - ② 脚立・はしご・階段からの墜落・転落防止対策
      - ③ トラックの荷台からの墜落・転落災害防止対策

(ウ) 交通労働災害防止対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく措置のほか、次の事項を重点に対策を講じる。

- ① 交通ルールへの順守
- ② 運転時及び歩行時の安全確認の徹底
- ③ 安全衛生教育の実施

イ 業種に応じた労働災害防止対策

(ア) 小売業及び社会福祉施設

転倒災害防止対策を重点に、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を推進する。

小売業のうち新聞販売業については、転倒災害防止対策のほか、交通労働災害防止対策を実施する。

(イ) 建設業

墜落・転落災害防止対策を重点とする。

(ウ) 道路貨物運送業

交通労働災害防止対策及び墜落・転落災害防止対策を重点とする。

(エ) 製造業

機械設備等によるはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害防止対策、転倒災害防止対策及び墜落・転落災害防止対策を重点とする。

(3) 年間安全衛生管理計画の策定と確実な実施

前年の安全衛生活動の内容を検証し、その検証結果を反映した「安全衛生管理計画」を作成・実行し、自主的な安全衛生管理活動を推進する。

9 協力団体

- ・建設業労働災害防止協会 三重県支部
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会 三重県支部
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会 三重県支部
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会 四日市支部
- ・一般社団法人三重労働基準協会連合会
- ・一般社団法人日本ボイラ協会 三重支部
- ・一般社団法人日本クレーン協会 三重支部
- ・公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 三重県支部
- ・一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 三重支部
- ・独立行政法人労働者健康安全機構 三重産業保健総合支援センター
- ・三重県 RST トレーナー会
- ・桑名・四日市・津・松阪・伊勢・伊賀・熊野尾鷲 労働基準協会